

○財務省告示第七十号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十六年四月二十八日に発行した政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年五月十三日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百四十八回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に発行される入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		イ 払 込		イ 発 行		イ 募 入	
低	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	法 入 決 定 の
額	入 札 発 競 I 加 場 行 争	入 札 発 競 I 加 場 行 争	入 札 発 競 I 加 場 行 争	入 札 発 競 I 加 場 行 争	入 札 発 競 I 加 場 行 争	入 札 発 競 I 加 場 行 争	の
面	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	の
金	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	の
千	八	四	九	五	額	億	額
万	万	千	十	兆	面	三	面
円	六	七	七	二	金	千	金
	千	百	万	千	額	万	額
	三	四	千	四	で	円	で
	百	十	五	百	四	五	兆
	百	二	十	四	千	兆	二
	円	億	円	十	七	千	千
		二	七	七	百	四	百
		千	億	九	四	十	五
		四	千	千	十	三	億
		百	三	百	億	円	円
		十	百	十			

「国債市場特別参加者」のうち、第 I 非

各申込みのうち、応募額を順次割り
 当てる。その応募額を順次割り
 各国債市場特別参加者ごとの
 募集限度額の範囲内において各
 申込みの応募額を割り当てる。

額 億 面 金 額 四 千 七 百 四 十 三 億 円

五 兆 二 千 四 百 四 十 七 億 九 千 三 百

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行行日	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
十一	発行価格	平成二十六年四月二十八日
十二	国債市場	額八錢三厘五毛以上のそれぞれ
十三	特別参加	額八錢四厘一毛につき九十九円九
十四	償還金額	償還金を支払う。
十五	場所	日本銀行
十六	払込期日	平成二十六年七月二十八日

平成二十六年四月二十八日
 財務大臣から通知を受けた者